

お客さま各位

日高信用金庫

電子交換所設立に伴う代金取立手数料の変更について

平素より日高信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和4年11月の電子交換所設立に伴い、手形・小切手の取立方法が変更となることから、下記のとおり「代金取立手数料」を改定させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取立方法の変更について

電子交換所の設立により、支払期日が令和4年11月3日以降の手形・小切手は原則、電子交換での取扱いとなり、個別取立でのお取扱いはできなくなります。

なお、個別取立は、電子交換所不参加金融機関への取立や、電子交換できない証券類など郵送対応が必要な場合のお取扱いとなります。

2. 代金取立手数料

(1) 改定日

令和4年11月4日（金）受付分から

(2) 改定内容

改 定 前					
			店 内	本支店向け	他金融機関向け
代金取立	当所扱	一般取立	無料	無料	無料
		割引・担保手形取立	220	220	220
	他所扱	至急扱	—	880	1,100
		普通扱	—	660	880



改 定 後				
		店 内	本支店向け	他金融機関向け
代金取立	電子交換 (割引・担保手形取立含む) ※自店払いの小切手は無料	660	660	880
	個別取立	—	1,320	

3. 電子的な決済手段への移行について

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて政府、産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

当金庫では、手形・小切手に代わる電子的決済手段として「インターネットバンキング（日高信用金庫WEB－FBサービス）」や「しんきん電子記録債権（でんさい）サービス」をご用意しておりますので、是非とも移行をご検討いただきますようお願い申し上げます

以 上